

採捕(加工)証明(30号)

内 容	本邦から出漁した本邦の船舶が外国で採捕し、又は加工した水産物であることを証明するもの。すべて本邦税関あて。
使 用 目 的	これらの水産物を本邦に輸入するにあたり、本邦税関の免税又は減税の扱いを得るため税関当局に提出するため。
条 件	(1) 本邦から出漁した本邦の船舶によって、外国で採捕された水産物 (2) 本邦から出漁した本邦の船舶内において、(1)の水産物に加工した製品又はこれを原料とし製造して得た製品 (3) 本邦から出漁した本邦の船舶内において、外国の船舶により採捕された水産物を加工し、又はこれを原料として製造して得た製品 (4) (1)～(3)の水産物又は製品を外国にいったん水揚げした場合及び他船舶(日本船であると外国船であるとを問わない)に積み替えて運送する場合も含む。
必 要 書 類	(1) 採捕又は加工した船舶が「本邦の船舶」で「本邦から出漁した」ことを確認できる文書 (2) 当該水産物の内容を確認できる文書 (3) 当該水産物が外国で採捕又は加工された物であることを確認できる文書。これら文書を具体的に列挙すれば次のとおり。 ①航海日誌、②漁獲日誌又は操業日誌、③採捕、加工、積み替え等を確認できる文書 (4) 外国企業に用船された船舶の場合、我が国水産庁長官の証明書(又はその写)
形 式	日本文による証明
注 意 事 項	(1) 本邦税関に提出するのは、この証明書のほか、現地の官公署又は商業会議所の発給する証明書でもよいので、場合によりこれら現地機関から証明を取得するよう申請者を指導するとよい。 (2) 万一、現地で購入した水産物が混入されている疑いがあるときは、この証明を取扱うことはできない。 (3) 本邦の出漁船舶により公海で採捕され、外国にある漁業基地にいったん陸揚げされた後、本邦に再輸入される場合の証明書は現地官公署又は商業会議所発給の証明書による。

## 採捕（加工）証明

### 1. 概説

#### （1） 証明の内容

本邦から出漁した本邦の船舶が外国で採捕し、又は加工した水産物であることを証明するもの。本邦税関当局あてで、日本文で発給する。

##### （注1）「本邦から出漁した」の意義

当該船舶が本邦に本拠を置き、本邦から出漁したことをいう（関税定率法基本通達14の3—1（1））。

##### （注2）「本邦の船舶」の意義

原則として、日本国籍を有する船舶をいうが、外国国籍の船舶であっても本邦人（又は本邦法人）によって用船されている場合等、実質的に日本国籍船と同様に使用されている場合を含む（同通達14の3—1（2）、関税法基本通達2—6）。

##### （注3）「外国で採捕された水産物」の意義

外国の内水及び領海で捕獲された魚介類、海獣、海藻その他をいう（関税定率法基本通達14の3—1（3））。

なお、12海里を超える領海を主張する国の場合、12海里を超えた水域で採捕されたものは公海で採捕されたものとして取り扱われる。

#### （2） 使用目的

これらの水産物を本邦に輸入するにあたり、本邦税関当局に対し、関税の免税又は減税の扱いを得るために提出して使用する（関税定率法第14条の3）。

#### （3） 手数料

証明書1通毎に第30号の領事手数料を徴収。

#### （4） この証明書に代わる証明書

本邦税関当局に提出するのは、この証明書のほか、現地の官公署又は商業会議所（Chamber of Commerce, Board of Trade 等）の発給する証明書でもよい（関税定率法基本通達14の3—1）ので、できるだけ、現地の証明書を本邦税関に提出するよう指導する。

### 2. 発給条件

証明の対象となる水産物は、次の水産物に限る。

- ① 本邦から出漁した本邦の船舶によって、外国で採捕された水産物。
- ② 本邦から出漁した本邦の船舶内において、①の水産物を加工した製品又はこれを原料とし製造して得た製品。
- ③ 本邦から出漁した本邦の船舶内において、外国の船舶により採捕された水産物を加工し、又はこれを原料とし製造して得た製品。

- (注1) ①～③の水産物又は製品を外国に一旦水揚げした場合及び他船舶（日本船舶であると外国船舶であるとを問わない）に積み替えて運送する場合を含む。
- (注2) 万一、現地で購入した水産物が混入されている疑いがあるときは、この証明はしない。
- (注3) 本邦の出漁船舶により公海で採捕され、外国にある漁業基地にいったん陸揚げされた後、本邦に再輸入される場合の証明書は現地官公署又は商業会議所発給の証明書による。

### 3. 必要書類

- (注) 文書については、すべて原本の提出又は原本の提示及び写の提出を受ける（公館にて写を作成してもよい）。
- (1) 採捕又は加工（製造）した船舶が「本邦の船舶」であり、「本邦から出漁した」とを確認できる文書
- (2) 当該水産物の内容を確認できる文書
- (3) 当該水産物が、本邦の船舶により外国で採捕され又は加工（製造）された物であることを確認できる文書、具体的には、
- ① 航海日誌
  - ② 漁獲日誌又は操業日誌
  - ③ その他、採捕、加工、積み替え等を確認できる文書
  - ④ 外国企業に用船された船舶の場合、更に我が国水産庁長官の証明書（又はその写）  
(昭54.12.24 藏関第1401号)
- (注) 日本国籍の船舶であって、実質的に邦人により操業を行っている場合でも、外国の漁業専管水域内の安全操業を確保する等のために、外国企業に用船される場合があるが、このような場合に我が国水産庁長官の証明書をもって本邦の船舶と認める。

### 4. 作成要領

- (1) 申請人に採捕（加工）証明願及び必要書類を提出させる。

(注) 形式の定めはない。

採捕証明の場合は関税定率法基本通達14の3-1(5)イ(イ)に列記された事項、加工証明の場合は同口に列記された事項を申請人において記入の上、これについて証明を求める旨及び申請年月日並びに申請人住所氏名を記載させる。

採捕又は加工（製造）水域については、領海・公海の別が明らかになるよう、「甲地沖合……海里（又は……哩）の漁場」等と記入させる。

船主又は船舶運行者が申請人であるとき、該当項目を削除するか、「申請人に同じ」と記載させてもよい。

- (2) 提示させた航海日誌等により申請者に記載された各項目を確認する。

- (注1) 船舶の確認は不要。
- (注2) 外国にいったん陸揚げしたものでも、輸出手続等の確認は不要。
- (3) 申請書下段に「上記のとおり証明します」旨の証明文、証明番号（証明書発給台帳にて確認）、証明年月日、公館名、公館長名を記入し、角型館長印を押す（朱肉使用）。
- (4) 完成した証明書の写をとる。
- (5) 証明手数料は1通毎に第30号の領事手数料を徴収する。領収書は取りまとめて1枚を発給すればよい。
- (6) 証明書発給台帳に記入する。
- (7) 証明書及び根拠文書の各写は公館にて保存する。保存期間3年。

(参考) 関税法

(定義)

第2条 この法律又はこの法律に基く命令において、左の各号に掲げる用語は、当該各号に掲げる定義に従うものとする。

- 一 「輸入」とは、外国から本邦に到着した貨物（外国の船舶により公海で採捕された水産物を含む。）又は輸出の許可を受けた貨物を本邦に（保税地域を経由するものについては、保税地域を経て本邦に）引き取ることをいう。
- 二 「輸出」とは、内国貨物を外国に向けて送り出すことをいう。
- 三 「外国貨物」とは、輸出の許可を受けた貨物及び外国から本邦に到着した貨物（外国の船舶により公海で採捕された水産物を含む。）で輸入が許可される前のものをいう。
- 四 「内国貨物」とは、本邦にある貨物で外国貨物でないもの及び本邦の船舶により公海で採捕された水産物をいう。（五号以下省略）

(参考) 関税定率法

(外国で採捕された水産物等の減税又は免税)

第14条の3 本邦から出漁した本邦の船舶によって外国で採捕された水産物及び本邦から出漁した本邦の船舶において当該水産物に加工し、又はこれを原料とし製造して得た製品で、輸入されるものについては、政令で定めるところにより、その関税を免除する。

2 本邦から出漁した本邦の船舶内において、外国の船舶によって採捕された水産物に加工し、又はこれを原料として製造して得た製品のうち政令で定めるもので輸入されるものについては、政令で定めるところにより、その関税の額と当該水産物が加工又は製造前の性質及び数量により輸入されるものとした場合における関税の額との差額以内において、その関税を軽減することができる。

(参考) 関税定率法施行令

(外国で採捕された水産物等の免除の手続)

第16条の5 法第14条の3第1項（外国で採捕された水産物等の免税）の規定により関税の免除を受けようとする者は、その免除を受けようとする物品の輸入申告の際に、当該物品が本邦から出漁した本邦の船舶によって外国で採捕された水産物又は本邦から出漁した本邦の船舶内において加工され若しくは製造された製品であることを証する書類をその輸入地を所轄する税關長に提出しなければならない。

(参考) 関税法基本通達

(外国の船舶の意義)

第2条の3 法第2条第1項第1号《輸入の定義》及び第3号（外国貨物の定義）にいう「外国の船舶」とは、原則として外国の国籍を有する船舶をいうが、外国の国籍を有しない船舶であっても、外国人又は外国の法人によって裸用船されている場合等実質的に

外国の国籍を有する船舶と同様に使用されていると認められるものは、これに含む。

(本邦の船舶の意義)

第2条の6 法第2条第1項第4号《内国貨物の定義》にいう「本邦の船舶」とは、原則として本邦の国籍を有する船舶をいうが、本邦の国籍を有しない船舶であっても、本邦人又は本邦の法人によって裸用船されている場合等、実質的に本邦の国籍を有する船舶と同様に使用されていると認められるものは、これに含む。

(本邦の船舶により公海で採捕された水産物の範囲)

第2条の7 法第2条第1項第4号《内国貨物の定義》にいう「本邦の船舶により公海で採捕された水産物」には、その水産物を原料として本邦の船舶内で加工又は製造した製品を含むものとする。

○ なお、これらの水産物又は製品が、外国の港において他の船舶に転載され、(単に荷役の都合上一時陸揚げされた後転載される場合を含む。)本邦に運搬される場合は、その転載の事実を農林水産大臣の転載許可指令書及び当該許可に基づく転載の届出書写(水産庁担当官の確認印のあるもの)又は漁業許可書写によって確認のうえ、内国貨物として取り扱う。

(参考) 関税定率法基本通達

(再輸入貨物の無条件免税)

第14条の16 法第14条第10号《再輸入貨物の無条件免税》の規定に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。

(3) 本邦の出漁船舶により公海で採捕された水産物で、外国にある漁業基地に一旦陸揚げされた後再輸入されるもの(陸揚後中継基地に運送され、その基地から輸入されるものを含む。)については、次により本号を適用する。

○ イ 本邦の出漁船舶による採捕の事実については、農林水産大臣の陸揚許可指令書写及び当該許可に基づく陸揚げの届出書写(水産庁担当官の確認印のあるもの)又は漁業許可書並びに現地官公署又は商業会議所の発給する採捕証明書により確認する。

□ 基地に陸揚げ後、運搬又は保存のための冷凍、冷凍のためのみの単純な裁割、天日による自然乾燥等程度の加工は、上記(2)本文にいう「さ細な加工」として取り扱う。

ただし、煮熟乾燥(くん製を含む。)の程度以上の加工をえたものについては、上記の加工の範囲を超えるものとして、本号の適用はない。この場合においては、法第11条(加工又は修繕のため輸出された貨物の減税)の適用を妨げない。

(外国で採捕された水産物等の免税)

第14条の3—1 法第14条の3第1項《外国で採捕された水産物等の免税》の規定に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。

(1) 「本邦から出漁した」とは、当該船舶が、本邦の関税法域内に本拠に置き、当該法域

内から出漁したことをいう。

なお、漁船法第9条（漁船の登録）の規定により漁船登録された船舶が本邦の関税法域内から出漁してもっぱら冷凍加工等に従事する場合には、「本邦から出漁した」ものとして取り扱う。

(2) 「本邦の船舶」の意義については、関税法基本通達2—6（本邦の船舶の意義）に規定するところによる。

(3) 「外国で採捕された水産物」とは、外国の内水及び領海において捕かくされた魚介類、海獣海藻その他の水産物をいう。

(4) 本項の規定の適用にあっては、当該水産物又は製品を本邦の船舶で運送するかどうか、及び外国に一たん陸揚げするかどうかを問わない。

(5) 令第16条の5（外国で採捕された水産物の免税の手続）に規定する書類は、次のものとする。

イ 輸入貨物が本邦から出漁した本邦の船舶によって外国で採捕された水産物である場合には、次に掲げる書類。ただし、下記(ハ)の掲げる書類は、当該水産物が他の船舶に積み替えられ又は外国に陸揚げされた後本邦に運送されてくる場合に限る。

(イ) 採捕水域、採捕期間、採捕船舶の名称及び登録番号、採捕船舶の船主並びに運航者の住所及び氏名又は名称、採捕水産物の品名及び数量等を記載した適宜の様式による採捕証明書で、採捕船団の船団長又は採捕船舶の船長が署名押印したもの

(ロ) 本邦の在外公館又は現地の外国の官公署若しくは商業会議所が発給する採捕についての証明書（上記(イ)に規定する採捕証明書に、さらにこれらの機関が確認印を押なつしたものでさしつかえない。）

(ハ) 農林水産大臣の発給する陸揚等の指令書

ロ 輸入貨物が本邦から出漁した本邦の船舶内において加工され又は製造された製品である場合には、上記イに掲げる書類（(ハ)に掲げる書類は、上記イのただし書に該当する場合に限る。）のほか、加工又は製造（以下「加工等」という。）水域、加工等の期間、加工等船舶の名称及び登録番号、加工等船舶の船主及び運航者の住所及び氏名又は名称、加工等前の水産物の品名及び数量、製品（副産物を含む。）の品名及び数量等を記載した適宜の様式による加工等証明書で、加工等船団の船団長又は加工等船舶の船長が署名押印したもの。

なお、水産物の採捕及び当該水産物に対する加工等が同一の船団又は船舶によつて行われた場合には、上記イの(イ)に掲げる採捕証明書の記載事項と当該加工等証明書の記載事項とをあわせ記載した証明書を提出させてさしつかえない。

(外国で採捕された水産物の加工製品の減税)

第14条の3—2 法第14条の3第2項《水産物加工製品の減税》の規定に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。

- (1) 「本邦から出漁した」及び「本邦の船舶」の用語の意義については、それぞれ前記  
14の3—1の(1)及び(2)に規定するところによる。
- (2) 「外国の船舶」とは、本邦の船舶以外の船舶をいう。
- (3) 本項の規定の適用に当たっては、当該水産物の加工製品を本邦の船舶で運送するか  
どうか、及び外国にいったん陸揚げしたかどうかを問わない。
- (4) 規則第4条《水産物加工製品の指定》の規定に関する用語の意義及び取扱いについ  
ては、次による。
- イ 「水産物を冷凍したもの」とは、採捕された水産物を特別な加工を施さずに冷凍  
したものをいい、これについては税関長の承認を要しないので留意する。
- ロ 同条に規定する税関長の承認の申請は、「水産物加工製品についての承認申請書」  
(T-1190) 2通(原本、承諾書用)を、原則として加工又は製造前に、当該  
承認申請に係る水産物加工製品の輸入地を所轄する税関官署に提出することにより  
行わせ、承認したときは、うち1通(承認書用)に承認印を押なつして申請者に交  
付する。
- (5) 令第16条の6第2項《水産物加工製品の減税額》の規定による関税の減税額の算  
定は、次による。
- イ 従価税品に該当する製品の関税の額は、製品の加工又は製造前の加工又は製造に  
要した費用を加えた価格を基礎として算出した価格に製品の関税率を乗じて得た額  
とする。
- ロ 従価税品に該当する水産物が加工又は製造前の性質及び数量により輸入されるも  
のとした場合における関税の額は、当該加工又は製造前の水産物について法第4条  
から第4条の8まで《課税価格の計算方法》の規定に基づき算出した価格に当該水  
産物の関税率を乗じて得た額とする。
- なお、この場合について、加工又は製造に水産物以外の従価税品に該当する外国  
貨物が使用されているときにおける「水産物が加工又は製造前の性質及び数量によ  
り輸入されるものとした場合における関税の額」は、使用前の当該外国貨物につい  
て法第4条から第4条の8までの規定に基づき算出した価格に当該外国貨物の関税  
率を乗じて得た使用前の当該外国貨物の関税の額を含めた額とする。
- ハ 従量税品に該当する水産物又は水産物以外の外国貨物が使用されている場合にお  
ける「水産物が加工又は製造前の性質及び数量により輸入されたものとした場合に  
おける関税の額」は、加工又は製造に使用された水産物又は水産物以外の外国貨物  
の全数量を課税標準として算出した関税の額とする。
- (6) 輸入申告の際に減税扱いを受けようとするときは、次の書類を提出させるものとす  
る。
- イ 上記(4)のロによる水産物加工製品についての承認書
- ロ 令第16条の6第3項《水産物加工製品の減税の手続》の規定による「水産物加

「工製品減税明細書」(T-1200) 1通(会計検査院に送付する必要がある場合には、会計検査院用として1通を加える。)

- ハ 上記の14の3-1の(5)ロの規定に準じて作成した加工(又は製造)証明書
- ニ 本邦の在外公館又は現地の外国の官公署若しくは商業会議所によって発給された当該加工又は製造についての証明書(上記ハの証明書に、これらの機関が確認印を押なつしたものでも差し支えない。)ただし、当該証明書を取得することが困難であると認められる場合には、当該水産物の輸入取引に関する契約書その他税関長が適當と認める書類(東京農林規格検査所の検査官が交付する加工又は製造についての証明書を含む。)であっても差し支えない。

(参考) 領海等の関税法上の取扱いについて (抄)

蔵関第611号  
昭52.7.1

領海法及び漁業水域に関する暫定措置法の施行に伴い、領海等の関税法上の取扱いを下記のとおり定めたので、了知されたい。

記

1. 領海に関する取扱い

- (1) 関税法に規定されている「本邦」の一部を成しているとされる領海の範囲は、領海法(昭和52年法律第30号)にいう領海の範囲とする。
- (2) 関税法に規定されている「外国」の一部を成しているとされている領海の範囲は、当該国基線から12海里までの水域(注)とする。

ただし、12海里未満の領海幅員を設定している国については、当該国の領海幅員のみの水域を「外国」として取り扱うこととする。

(注) 12海里超の領海幅員を主張している国であっても、当該の領海の範囲は、その基線から12海里の水域とするが、実務上は、我が国の船舶が採捕した水産物が関税定率法基本通達14の3-1(外国で採捕した水産物等の免税)の(5)に規定する書類により12海里以内の水域で採捕されたものであることが明確に確認できる場合にのみ、当該水産物を「外国」で採捕されたもの、つまり、「外国貨物」として取り扱い、それ以外の場合には便宜「公海で採されたもの」つまり、「内國貨物」として取り扱うこととする。

2. 漁業専管水域に関する取扱い

「漁業専管水域」については、関税法上、「公海」として取り扱うこととする。

なお、この取扱は、仮に各国の漁業専管水域又はこれに相当する水域の設定、実施の方針に相違がある場合であっても同様とする。

3. 群島水域に関する取扱い

「群島水域」については、関税法上、各島ごとに12海里の水域のみを「外国」として取り扱うこととする。

(参考) 外国の法人等に用船された本邦籍船舶及び当該  
船舶により採捕された水産物の取扱いについて

蔵関第1401号

昭54. 10. 24

○ 外国の漁業専管水域内における安全操業を確保するためやむを得ず外国人又は外国の法人（以下「外国の法人等」という。）に用船された本邦籍船舶の内外区分の認定法及び当該船舶により採捕された水産物の本邦への引取りの際の取扱いを下記のとおり定め、昭和55年1月1日から実施することとしたので、了知されたい。

○ なお、本邦の法人に用船された外国籍船舶の内外区分の認定方法等についても下記に準じて取扱うこととされたい。

記

1. 用船された船舶の取扱い

(1) 外国の漁業専管水域内における安全操業等を確保するためやむを得ず外国法人等に用船された本邦籍船舶が、次の要件のすべてを満たすものである場合には、関税法基本通達2-6（本邦の船舶の意義）に規定する「本邦の船舶」に含まれるものとして取扱う。

(要件)

イ 当該船舶による操業（船舶の管理、運搬を含む。）の実質的な責任者が本邦人（又は法人）であること。

ロ 当該操業に関する経済的リスクの実質的負担者が本邦人（又は法人）であること。

ハ 上記イ及びロに該当するものであることについて、水産庁長官の証明がなされたものであること。

(2) 船舶の確認

上記要件を満たす船舶であることの確認は、原則として、水産庁長官の発給する証明（別紙様式）又はその写しにより行うものとする。

2. 前記船舶により採捕された水産物の通関等の際の取扱い

前記船舶が採捕した水産物の輸入通関等の際の取扱いは、次による。

(1) 公海で採捕された水産物の場合

イ 外国の漁業基地等に陸揚げされず直接本邦に引き取られるもの及び他の船舶に直接積み替えられ本邦に引き取られるもの。

本邦に引き取られる際に、監視部門において前記1の(2)による確認のほか次による確認（ただし、直接本邦に引き取られるものであるときは、(イ)及び(ロ)についての確認）を行い、内国貨物として引き取りを認めるものとする。

- (イ) 関税定率法基本通達14の3-1(外国で採捕された水産物等の免税)の(5)のイの(イ)にいう船長等の採捕証明書による確認
- (ロ) 採捕水産物の漁労日誌又はその写しによる公海上で採捕されたものであることの確認
- (ハ) 採捕船舶の船長等と運搬船の船長との間の受け渡しを証する書類確認
- 外国の漁業基地等に陸揚げされた後再輸入されるもの
- 採捕された水産物等が外国の漁業基地等に陸揚げされる場合には、当該水産物を採捕した船舶の船長等による採捕を証する電信文等を船主から提出され、輸出申告を行わせることとし、当該水産物が再輸入される際には、前記1の(2)による確認のほか次による確認を行った後、関税定率法第14条第10号《再輸入貨物の無条件免税》の規定を適用するものとする。
- なお、当該水産物について陸揚げ後加工が行われた場合には、関税定率法基本通達14-16(再輸入貨物の無条件免税)の(3)のロにより免税の可否を決定する。
- (イ) 再輸入される水産物に係る輸出許可書の確認
- (ロ) 上記イの(イ)及び(ロ)による確認
- (ハ) 関税定率法基本通達14の3-1の(5)のイの(ロ)にいう在外公館等の採捕証明書の確認

## (2) 外国の領海内で採捕された水産物の場合

- イ 前記船舶により外国の領海内で採捕された水産物については、関税定率法第14条の3第1項《外国で採捕された水産物の免税》の規定を適用するものとする。この場合において外国の領海であるか否かの認定については、「領海等の関税法上の取扱いについて」(昭和52年7月1日付蔵関第611号)に定めるところによる。
- ロ 上記イの適用に当たっては、前記1の(2)による確認のほか、関税定率法基本通達14の3-1に定める取扱いによることとなるが、この場合においては、同通達14の3-1の(5)のイの(ハ)に定められた陸揚げ等の司令書の提出は要しないものとする。
- ハ 上記水産物が外国の漁業基地等に陸揚げ後加工された場合には、関税定率法基本通達14-16の3の(ロ)の規定に準じて免税の可否を決定する。

[採 捕 証 明]

採 捕 証 明 願

在 總領事

氏名 殿

年 月 日

下記のものは本邦出漁船舶により採捕された水産物であることを証明して下さい。

- (1) 記号および番号：(漁船上で加工のうえ包装した場合に記入。其他は「なし」と記入)
- (2) 品 名：(魚類の名称)
- (3) 包 裝：(包装されてない場合は「ばら積」と記入)
- (4) 数 量：
- (5) 価 格：
- (6) 採捕された水域：(公海か外国の領海かを明瞭に記入)
- (7) 採捕船名およびその国籍：
- (8) 日本への運搬船名：(採捕漁船より他の船舶に積替えて日本へ運送する場合に記入)
- (9) 外国の港での陸揚げの有無：
- (10) 参考事項：

申請人 所属船舶名または現住所

氏名

印

証第 号

上記のとおり証明します。

年 月 日

在

(手数料 )

公印

## 加工証明願

年 月 日

在 総領事  
氏名 殿

下記のものは本邦出漁船舶により加工された水産物であることを証明して下さい。

- (1) 加工前の水産物の品名:
- (2) 同水産物の数量:
- (3) 加工後の製品名:
- (4) 同製品の数量:
- (5) 加工の内容:
- (6) 加工又は製造水域:
- (7) 加工又は製造期間:
- (8) 加工又は製造船舶名及び登録番号:
- (9) 加工又は製造船舶の船主の住所氏名(名称):
- (10) 加工又は製造船舶の運行者の住所氏名(名称):

申請人住所氏名:

(印)

証第 号

上記のとおり証明します。

年 月 日

在

公印

(手数料 )

### その他の30号証明

内 容	30号証明のうち、特定の証明形式が定められていないもので、公館が確認した事実について証明する。外国文、日本文いずれでも取扱う。
使 用 目 的	在留邦人の利益保護のため公館長が特に必要と判断したものに限る。
条 件	(1) 提出先及び使用目的が明らかであること。 (2) 真にやむを得ない事情があること。 (3) 公文書等で証明事項を立証できること(公証人法施行規則第13条①の規定が参考となる)(注6)。 (4) 本人が公館に出頭して申請すること。 (5) 申請人は日本人に限る。
必 要 書 類	(1) 本人を確認できる公文書(旅券、現地官憲発行の写真付身分証明書、自動車運転免許証等)。 (2) 証明事項を立証する公文書等
形 式	一定の形式はない。
注 意 事 項	(1) 事実さえ確認できれば何でもよいと言うものでなく、この証明を容易に取扱ってはならない。 (2) 外国文による証明の場合は必ず公館長が署名して発給する。 (3) 仏教徒である旨等個人の信仰、心情、意思等に関する証明を取扱ってはならない。 (4) 現地事情により同一形式の30号証明を恒常に取扱うようになった場合は、公館で同事情に見合う一定書式を作成し、現地事情、使用目的、提出先、取扱件数等を本省に報告し、代理署名の特例許可を稟請し本省の許可を得るとよい。 (5) 公館の証明として取り扱わないもの(事例集参照)。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本へ帰國義務のない旨の証明</li> <li>・報道関係者(記者)の証明</li> <li>・プラント輸出又は役務の提供に関する証明</li> <li>・船員の乗船歴証明</li> <li>・海外派遣専門家等の共済給付に関する証明</li> <li>・国民年金裁定請求書等の添付書類記載内容証明</li> </ul> (6) 証書の作成・認証に疑いある場合の処置 第13条の① 公証人は、法律行為につき証書を作成し、又は認証を与える場合に、その法律行為が有効であるかどうか、当事者が相当の考慮をしたかどうか又はその法律行為をする能力があるかどうかについて疑があるときは、関係人に注意をし、且つ、その者に必要な説明をさせなければならない。 ② 公証人が法律行為でない事実について証書を作成する場合に、その事実により影響を受けるべき私権の関係について疑があるときも、前項と同様とする。

## **Request for Certificate of Residency**

Date: / /

Name of Pension Recipient: (seal)

Present Address:

Date of Birth:

Address:

As required for the reason stated below, I hereby request certification of the fact that I am presently residing at the above stated address.

Reason for request: To obtain pension payments

Pension certificate number

Symbol: Number:

---

## **Certificate of Residency**

I hereby certify that the person stated above is residing at the above address.

Date: / /

Certifying Official: (seal)

(参 考)

To : Pension Recipients

**Submission of Pension Recipient's Status Report**

The purpose of the Pension Recipient's Status Report is to confirm whether or not persons currently receiving pensions payments can continue to receive such payments. It must be submitted each year to the Social Insurance Agency by the last day of the month in which the recipient's birthday falls, and include the certification of the mayor of the city, town or village in which you reside.

Pension recipients not residing in Japan are required to fill in their name and address on the enclosed postcard form entitled "Report of Status of Recipients of National Pensions, Welfare Annuity Insurance or Seamen's Insurance," affix their seal (signature in the case where seals are not used in the recipient's country of origin), and, after obtaining certification by one of the methods described below, submit the report by the last day of the month in which their birthday falls.

1. Obtain a Certificate of Residency from the consulate general or other overseas diplomatic establishment, and submit it together with the properly completed and sealed status report.
2. Submit the properly completed and sealed status report after it has been certified by the mayor of the city, town or village in which you reside (an extract of your family register issued after the month in which your birthday falls may be appended in place of the mayor's certification).
3. If you are not a Japanese citizen, submit one of the following documents together with the properly completed and sealed status report (a signature may be used when seals are not used in the recipient's country of origin):
  - (1) If you are a citizen of the country in which you are currently residing, include a document issued by a government office or similar agency of the country in which you are residing certifying that you are not deceased.
  - (2) If you are not a citizen of the country in which you are residing, include the certification of the consul or consular agent of your country of citizenship who has jurisdiction over the area in which you are residing.

(The enclosed form entitled "Request for Certification of Residency" may be used to obtain the certifications described to in (1) and (2) above.)

If the status report is not properly submitted by the deadline, your pension payments may be temporarily suspended.

- \* Persons residing in countries in which Kanji is used should fill in their name and address both in Kanji and in the Roman alphabet when submitting the above Pension Recipient's Status Report.

Send report to :

The Social Insurance Agency  
Pension Insurance Department,  
Second Pension Records  
and Assessment Division,  
5-24, Takaido-Nishi 3-chome,  
Suginami-ku, Tokyo 168